

○三条市広告掲載取扱要綱

平成19年12月28日

告示第222号

(目的)

第1条 この要綱は、市が所有する公有財産、物品、印刷物等の資産（以下「市有資産」という。）を有効活用し、市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市有資産に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次の市有資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 市の印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める市有資産

2 この要綱において「広告掲載」とは、民間企業等の広告を広告媒体に掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしないものとする。

- (1) 市有資産の目的及び公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張
- (7) 個人の宣伝
- (8) 美観風致を阻害するおそれのあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと認められるもの

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告の規格、掲載位置、広告料等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第5条 広告の募集、選定等の方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

(広告の責任等)

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載をする者が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告掲載する者の負担とする。

(審査委員会の設置等)

第7条 広告掲載の適否について審査するため、広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の委員は、総務部長、政策推進課長、行政課長、財務課長、市民窓口課長、子育て支援課長及び市長が指名する者をもって組織する。

3 審査委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第8条 審査委員会の会議は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、総務部財務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(三条市ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止)

2 三条市ホームページ広告掲載取扱要綱（平成17年三条市告示第232号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月第61号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月告示第76号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月告示第29号）

この要綱は、告示の日から施行する。